

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部改正)  
第百三十条 次に掲げる法律の規定中、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

- 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十条の二
- 二 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十七条第一項
- 三 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第三十号
- 四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第三十九条

(罰則に関する経過措置)

第百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならぬ事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。  
(その他の経過措置の政令への委任)  
第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第八十四号

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律

(医療法の一部改正)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第五号中「病院」の下に「又は診療所」を加え、同条第三項中「療養病床を」を「病床を」に改め、「療養病床の」を削り、「病床数」の下に「、病床の種類」を加える。

第七条の二第一項中「における病院」の下に「又は診療所」を加え、「当該申請に係る病床が療養病床である場合は、診療所の療養病床を含む。」を削り、同条第二項中「療養病床の設置」を「病床の設置」に改め、「療養病床の病床数」を「病床数」に改め、同条第六項中「療養病床を」を「病床を」に改め、「療養病床の」を削り、「増加しよう」とを「増加させ、若しくは病床の種類を変更しよう」とに改める。

第十三条を次のように改める。  
第十三条 患者を入院させるための施設を有する診療所の管理者は、入院患者の病状が急変した場合においても適切な治療を提供することができるよう、当該診療所の医師が速やかに診療を行う体制を確保するよう努めるとともに、他の病院又は診療所との緊密な連携を確保しておかなければならない。

第三十条の三第二項第一号中「除き、診療所の療養病床を含む。」を「除く。」及び「診療所の病床」に改める。  
第三十条の七中「療養病床の設置」を「病床の設置」に、「療養病床の病床数」を「病床数」に改める。

第二条 医療法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 医療に関する選択の支援等

第一節 医療に関する情報の提供等(第六条の二―第六条の四)

第二節 医療、歯科医療又は助産師の業務等の広告(第六条の五―第六条の八)

第三章 医療の安全の確保(第六条の九―第六条の十二)

第四章 病院、診療所及び助産所

第一節 開設等(第七条―第九条)

第二節 管理(第十条―第二十三条)

第三節 監督(第二十三条の二―第三十条)

第四節 雑則(第三十条の二)

第五章 医療提供体制の確保

第一節 基本方針(第三十条の三)

第二節 医療計画(第三十条の四―第三十条の十一)

第三節 医療従事者の確保等に関する施策等(第三十条の十二・第三十条の十三)

第四節 公的医療機関(第三十一条―第三十八条)

第六章 医療法人

第一節 通則(第三十九条―第四十三条)

第二節 設立(第四十四条―第四十六条)

第三節 管理(第四十六条の二―第五十四条)

第四節 社会医療法人債(第五十四条の二―第五十四条の八)

第五節 解散及び合併(第五十五条―第六十二条)

第六節 監督(第六十三条―第七十一条)

第七章 雑則(第七十一条の二―第七十一条の六)

第八章 罰則(第七十一条の七―第七十七条)

附則

第一条中「この法律は」の下に「、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項」を、「整備」の下に「並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携」を加え、「医療を提供する体制」を「医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制」に改める。

第一条の二第二項中「保持」を「保持増進」に改め、「基礎として」の下に「、医療を受ける者の意向を十分に尊重し」を、「介護老人保健施設」の下に「、調剤を実施する薬局」を、「機能」の下に「(以下「医療機能」という。))を、「効率的に」の下に「、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ」を加える。